

東大阪成年後見支援センター

ニュースレター

NEWSLETTER

No. 17

平成 27(2015)年 5 月

～ 4 年が経ちました ～

平成 23 年 4 月 1 日に登記・設立してから 4 年が経ちました。

成年後見制度に関する相談や利用支援、法人での成年後見人受任、権利擁護に関する相談等を受けさせていただくことを中心に進めてまいりました。平成 23 年度は 400 件弱であった相談件数も平成 26 年度は 700 件を超え、我々を知っていただいている方が少しずつ増えてきていることと、相談先として当法人を認識していただけたように感じています。しかし、「そんなところにあっただんだ!」「知っていたら相談したかったことがあった」等の声もまだまだ聴かれ、周知の必要性も再認識させていただいています。法人として受任させていただいているケースも知的障害だけでなく精神障害がある方もいらっしゃるようになり、事務所がある東地区が多かったのが東大阪市全域に広がってきています。

関わっているケースにおいて大切にしていきたいと考えているのは、当然ながら「本人の意思」です。昨今意思決定支援という言葉が周囲で聴かれるようになりました。これは意思を示すことが難しい方にも、「本人の意思」を大切に支援をしていくことだと捉えています。これまで障害等により判断能力が乏しいとされてきた人たちは、保護的な生活を送ることが当然のように思われてきました。

「これは危ないからしてはいけない」「これは健康に良くないからしてはいけない」等という言葉を目にしたたり言ったりした場面はなかったのでしょうか。その場面を思い出してください。さて、自分は危ないことを一度もしていませんか？健康に良くないことをしていませんか？障害等により判断能力が乏しくなったことですべてにおいて“よい”生活を過ごすことを強いてはいませんか。

人は様々な決定をして生きてきています。決断を下すための情報や考え方、自分なりのこだわり等により、自らの進む方向を決めているのではないかと思います。その決定のほとんどは自分で決めているのではないのでしょうか。しかし障害等により判断能力が乏しい人はこの決定の場面で支援を必要とすることが多くなるはずで、このときに判断を下すための情報提供やその判断によって生じるリスク等を本人にわかる方法によって示していくことが意思決定支援ではないのかと思っています。決してすべて正しい方向に導くことが意思決定支援ではなく、様々な経験をして生きていくようにその機会を保障することが必要ではないのかと思います、また気持ち新たに関わっていったらと思っています。

特定非営利活動法人 東大阪成年後見支援センター
事務局長 北 秀昭

法人後見推進フォーラムに参加しました

当法人も加盟している全国権利擁護支援ネットワークでは権利擁護支援を行っている団体ですが、その中で「法人後見」を実施している団体も多くあります。その中核を担っている特定非営利活動法人 PAS ネットが厚生労働省社会福祉推進事業として「法人後見実施のための研修テキストに関する調査研究事業」を受諾されました。その内容を踏まえ、3月6日に日本福祉大学名古屋キャンパスにて「法人後見推進フォーラム」が開催されました。このフォーラムでは上田晴男さん（特定非営利活動法人 PAS ネット 理事長）から「権利擁護支援における法人後見の役割」として基調報告がありました。法人後見は第三者後見の一つとして存在していることや平成18年に施行された高齢者虐待防止法以後、権利擁護支援の一つの方法として位置づけられ、法人での後見受任専門職後見人ほど増えてはいないが、少しずつ増えてきていること等が報告されました。その報告の中で法人後見の構成要素と特性について触れられ、構成要素は①組織の明確性②職員等人材の確保③財源と挙げられ、特性は①組織性②社会性③独自性であるとも話されました。

その後のパネルディスカッションでは中井俊雄さん（社会福祉法人総社市社会福祉協議会）、尾崎史さん（認定特定非営利活動法人あさがお）、山田隆司さん（特定非営利活動法人東濃成年後見センター）、本田隆光さん（特定非営利活動法人そよ風ネットいわき）からそれぞれの団体で行われている法人後見の現状を全国権利擁護支援ネットワーク副代表の竹内俊一さん（特定非営利活動法人岡山未成年後見センターえがお）のコーディネートのもと行われました。その中で法人としての信用性をあげるには透明性のある財産管理体制の確立と本人を中心とした後見活動の必要性を改めて浮き彫りにし、権利擁護支援の一つの手段として成年後見制度を活用するという考え方で進めていく必要性が改めてよくわかりました。



また法人として運営していく上では、上田さんが報告されていた特性についても、組織として権利擁護支援にどのように取り組み、法人後見を提供していくのかや社会資源としてだけでなく、その地域社会の中でどのような位置づけでどのような役割を求められ、どのような使命を果たしているのか、その中で法人として独自の理念・事業も兼ね備えて運営をしていくことができているのか等人的資源や財源についても難しい舵取りが必要とされていることも再認識できました。

東大阪成年後見支援センターは平成26年度まで東大阪市から補助事業として支援をしていただけてきました。平成27年度からは障害者総合支援法にある地域生活支援事業の一つ「成年後見制度法人後見支援事業」を受諾することとなりました。設立当初法人後見に関する事業は法人内でもそれほど大きな要素とはなっておりませんでした。しかし、年々法人で受任する案件が増えてきていることから少しずつ占める要素が増えてきております。地域社会の中での法人としての役割をしっかりと果たしながら、法人としての独自性も失わず、今後の進めていかねばと気持ちを新たに作る機会となりました。

「共生社会を創る愛の基金」第4回シンポジウムが開催されます。

「共生社会」の実現に向けて福祉分野や労働分野、教育分野等で様々な取り組みが行われています。その取り組みの一つとして犯罪の疑いがある人への取り調べや裁判、罪を償う矯正及びその後の社会復帰においては、「特殊な人たち」と捉えられ「共生社会」の一員としての光があたっていませんでした。しかしその中には障害がある方や認知症を伴う方等もいて、コミュニケーション能力に障害があることもあり、十分な取り調べや裁判を受けられないままの人が多くいることがわかってきました。様々な生きづらさを抱えている中で、犯罪の疑いがある中での支援や矯正施設退所後の支援等今後必要になってくる支援についてのシンポジウムが行われます。

「共生社会を創る愛の基金」第4回シンポジウム

「罪に問われた障がい者」の支援

- 新たな制度展開と多様な草の根の取組み -



2015
7.5(日)
10:00~17:00
開場・受付開始
9:00

要事前申込
定員 **750名(先着順)**
申込締切 **6.26(金)**
資料代 **3,000円**

手話通訳あり

会場
**日本教育会館
一ツ橋ホール**
〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2
道案内専用TEL 03-3230-2833



10:00~
「罪に問われた障がい者」を支援する活動

13:30~
鼎談「刑務所で何が起こっているのか」
堀江 貴文 氏(SNS株式会社ファウンダー)
村木 厚子 氏(厚生労働事務次官)
コーディネーター 浜井 浩一 氏(龍谷大学法科大学院 教授)

15:45~
シンポジウム「地域で何が起こっているのか」
森川 誠 氏(出所者支援をしている造園業者・元受刑者)
小長井 雅代 氏(静岡刑務所ソーシャルワーカー)
コーディネーター 野澤 和弘 氏(毎日新聞論説委員)

主催「共生社会を創る愛の基金」



**成年後見制度利用相談会を
開催します**

日時：5月14日（以後毎月第2木曜日）
13時～15時

場所：東大阪成年後見支援センター

対象：成年後見制度の利用を考えている方
（家族・親族・行政・相談機関等）

「この制度がよくわからない」

「使いたいけどどうしたらいいの？」

など、当センターにお越しいただきお気軽に
ご相談ください。

**後見人の集いを
開催します**

日時：5月21日（以後奇数月第3木曜日）
13時～15時

場所：東大阪成年後見支援センター

対象：親族後見人をされている方

「家裁への報告書の書き方が・・・」

「他の後見人さんはどうしているのかな？」

など、親族で後見人をされている方のご質問
から後見人同士で話し合える「集い」を行いま
す。お気軽にご参加ください。

活動予定

5月

- ◆東地区ケア連絡会（14日）
- ◇法人後見運営委員会（14日）
- ◇成年後見利用相談会（14日）
- ◇理事会（15日）
- ◇後見人の集い（21日）
- ◇総会（29日）
- ◆成年後見法学会（30日）

6月

- ◆東地区ケア連絡会（11日）
- ◇成年後見利用相談会（11日）

7月

- ◆共生社会を創る愛の基金シンポジウム
（5日）
- ◆東地区ケア連絡会（9日）
- ◇成年後見利用相談会（9日）
- ◇後見人の集い（16日）

**東大阪成年後見支援センターの事業に賛同、賛
助くださる個人・団体会員を募集しています**

正会員		賛助会員	
個人	12,000円（年間）	個人	3,000円（1口）
団体	18,000円（年間）	団体	5,000円（1口）

入会希望者は、事務局に電話やFAX等でご連絡くださ
い。入会申込書をお届けします。入会申込書に必要事
項を記入し、会費を添えて事務局にご提出ください。

編集後記

昨年度もイオン幸せの黄色いレシート
キャンペーンに当センターへ投函してい
ただき誠にありがとうございました。本年
は14,400円分が寄贈され、事務用品等に
有意義に使わせていただきました。（山本）

東大阪成年後見支援センターニュースレター 第17号

平成27(2015)年5月10日発行

- 発行●特定非営利活動法人東大阪成年後見支援センター
<http://hokouken.or.jp>
- 〒579-8048 東大阪市旭町20-2
- TEL:072-983-7690 FAX:072-983-7691
- 発行責任者●坂本ヒロ子 ●編集者●北 秀昭